



裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

審査請求代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]
[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年1月24日付けで提起された、上記処分庁が[REDACTED]付けで行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文
本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人には要保護性がある

本件処分を行った理由として、「1. [REDACTED] 2. [REDACTED]

[REDACTED]との記載がある。確かに、請求人は、[REDACTED]

生活保護法による保護を必要としなくなったものではなく、本件処分は違法である。

(2) 本件処分に係る経緯

請求人は、[redacted] ころに [redacted] となり、それ以降は [redacted] [redacted] 請求人は、知人である [redacted] (以下、[redacted] という。) [redacted] が、[redacted] と生計を共にしているのではなかった。請求人は、[redacted] ころには [redacted] も [redacted] になった。請求人は、[redacted] に生活保護申請し、同日付で保護が開始された。請求人は、[redacted] に [redacted] に転院し、[redacted] 頃に退院した。請求人は、退院した日に [redacted] していた [redacted] の自宅に戻ったところ、本件処分がなされた。

(3) 請求人の収入について

請求人は、[redacted] ころから [redacted] はなく、[redacted] も受給していない。請求人は、本件処分後である [redacted] 頃に、[redacted] の [redacted] を [redacted] 受領したが、生活費や医療費等で費消し、現在は約 [redacted] 程度しか手持ち金がない。また、請求人は [redacted] でかつ [redacted] の影響のため、今後勤労収入を得る目処は立たない。

(4) まとめ

請求人は、[redacted] し [redacted] に居住しているが、現在収入がなく、今後も収入を得る見込みがないから、「[redacted]」及び「[redacted]」は生活保護廃止の事由にはならず、審査請求に係る処分は違法である、取り消されるべきである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、[redacted] していたが、[redacted] に廃業し、無職になり、[redacted] である [redacted] の [redacted] に転居したこと。

(2) 請求人は、[redacted] [redacted] したこと。

(3) [redacted] に [redacted] と [redacted] が一緒に処分庁を訪

れ、生活保護の申請を行ったこと。

- (4) 処分庁は、[]に請求人が[]していた[]を訪問し、病状調査を行い、併せて請求人と面接を行ったこと。
- (5) 処分庁は、請求人は今後の最低生活の維持が困難であると判断し、[]に伴い[]として、[]から生活保護を開始したこと。
- (6) 請求人は、[]に[]に転院したこと。
- (7) 請求人は、[]に[]をし、[]宅に戻ったこと。
- (8) 処分庁は、[]である[]をもって「1. []、2. []により生活保護を廃止したこと。
- (9) 請求人は、[]付けで、本件審査請求を提起したこと。
- (10) 処分庁は、[]付けの弁明書において本件審査請求の棄却を求め、その理由の要旨は次のとおりであること。

ア 審査請求書記載事実の認否

請求人に要保護性があることについて、保護廃止決定時において、「保護を必要としなくなったものではなく、審査請求に係る処分は違法である」ことを否認する。本件処分に至る経緯について、[]と生計を共にしているのではなかった」ことを否認する。まとめについて、「「[]」は保護廃止の事由にならない」ことは認め、「「[]」は保護廃止の事由にならず、審査請求に係る処分は違法であり、取り消されるべきである」ことは否認する。

イ 処分に至るまでの経緯

請求人は、[]に[]を発症し、[]に[]した。[]、処分庁に対し、[]の相談員から請求人が生活保護の相談をしたい旨の連絡があった。その後、[]と[]と[]が処分庁に来所し、生活保護の申請を行った。生活保護の申請に際し、[]は「これ以上(請求人の)面倒を見ることはできない。」、[]は「(請求人を[]の家に)住まわせることはできない。」と話し、また、[]も「[]に引き取ることはできない。」と話していた。

そのため、処分庁としては、請求人は今後の最低生活の維持が困難であると認め、請求人については[]に伴い、[]として、生活保護申請を受理したものである。

[]、請求人は[]に転院し、処分庁は同月14日に[]を訪問し、再度、請求人の状況を確認している。[]の医療相談員からも確認した内容としては、請求人の[]の選択肢として[]に居住していた[]宅に戻ることはない、[]も完全に元の状態に回復しなければ引取りは難しいとのことであった。そのため、[]とは何度か連絡を取り合っていたところ、請求人は[]に退院し、退院後に[]宅に帰ったとのことであった。

そこで、処分庁としては、[]をもって[]により請求人の生活保護を廃止したものである。

ウ 弁明の理由

請求人の要保護性について、請求人は、[]して[]に居住することになったが、就労の目処が立たず今後収入を得る見込みがないと主張している。確かに、審査請求人自身が[]に即就労し、収入を得ることは困難な状況にある。しかし、請求人は[]と同居しており、当時は保護を要する状態ではなかった。それは、[]と生計を一にしていたためであり、今回の[]によって、請求人は[]の保護を要しない状態に戻ったと解するのが相当である。

請求人は、[]頃に[]、それ以降[]の自宅の一部を借りてそこに居住していたが、生計を共にしているものではないと主張し、[]主張している。しかし、請求人の貯金は、[]頃には相当減少しており、その後の生活については[]と生計を共にしていると解すべきである。[]以降請求人には収入がないにもかかわらず、請求人の通帳には、[]に[]円、[]に[]円、[]月に[]円等の入金の記載がある。処分庁が請求人に確認聴取したところ、最終的には[]からお金をもらい、通帳に記帳していたと話をしている。

世帯認定について、請求人が[]を構成している旨の住民票を提示しているが、請求人と[]は、現に同一の住居に居住しており、単に住民票を分けていたにすぎず、生計が同一であるか、別であるかについてなんら証明にならない。むしろ、収入がない請求人にとって、[]と生計が同一であったからこそ、生活保護を申請するまで、生活がなりたっていたと考えるのが自然である。請求人と[]が同一の住居に居住し、[]が請求人に金銭を与え、請求人が[]の家事を行っていた事実からすると、[]あるいはこれに準じた関係にあったと解するのが相当であり、一般の夫婦

と同様に、生活保持義務関係と同等の相互扶助義務があると考えられ、
が継続している限りは、生計の同一性が推定され、同一世帯としての認定が相当である。

本件処分についてみると、請求人ははと生計同一関係にあり、による同一世帯と認定できる。しかし、請求人のにより、生計同一の関係は破綻し、も解消した。そのため、請求人は要保護状態になり生活保護申請に至ったものと考えられる。その後、請求人の時には再度、が成立したため宅に戻っている。の回復により、生計同一関係も回復したため、要保護状態は解消され、生活保護廃止とした本件処分の決定をした。

- (11) 付けで請求人は、行政不服審査法第33条第2項の規定に基づき、本件審査請求に関して処分庁が審査庁に提出した書類一切の閲覧請求をおこなったこと。
- (12) 請求人は上記閲覧請求に係る書類を閲覧したと。
- (13) 請求人は反論書を提出し、その要旨は次のとおりであること。

ア 処分庁主張（弁明書）の事実に対する認否

請求人はにはと同居していたことは、の限度で認めるが、その当時保護を要する状態でなかったことは否認ないし争う。請求人は収入がなかったので、手持ち金（預貯金）の如何によっては要保護状態であった。

の側でがいるのでが可能であるとの認識だった事実は不知。

処分庁が請求人から宅で家事をしていた」事実を聞いたとの事実は不知。「家事」の具体的内容が何を指すのか不明であるが、請求人がとして自身の身の周りの家事をするのは当然のことである。

請求人が通帳に入金されていた内容について「わからない」と曖昧な発言をしていた、最終的にはからお金をもらい通帳に入金していたと話したことは不知ないし否認する。処分庁の記録にも、言葉の曖昧さは「倒れて間もないこともあるが」と断り書きが記載されている。

イ 請求人の主張について

(ア) 世帯認定の誤り

処分庁は、「請求人と[]もしくはこれに準じた関係にあり、同一世帯である」と主張するが、その事実認識は事実を誤認するものである。請求人と[]は、単なる[]の大家と賃借人の関係にすぎないのであって、[]などなく、同人らに婚姻意思はない。請求人と[]は、[]

[]。[]であればこのような住み分けがされるはずがない。請求人と[]とは、[]について月額[]万円という賃料の約束を口頭で交わしており、この旨は処分庁も聴取して面接記録に記載があるところである。

請求人と[]は、同一生計ではない。請求人と[]は、食事は個々にとっており、食事は各自負担である。相互に他方の経済状況について知らず、両者の生計は独立している。現にこれまで、[]は請求人に対し、[]とはない。

[]に扶養義務はない。上記のとおり、請求人と[]は、[]やそれに準ずる関係ではなく、過去に扶養を行った経緯もないのだから、[]は請求人に対して扶養義務を負わない。

処分庁は、請求人と[]が「[]もしくはこれに準じた関係」であったと主張する。しかし、「これに準じた関係」とは趣旨不明瞭であるし、[]といえないならば夫婦同様の扶養義務も生じるはずはなく、法律的な意味のない主張である。また、[]について判例は、

[]。そのような[]でないかぎり、生活保持義務を負わせることはできない。

処分庁は、請求人と[]が、[]によって破綻し、[]によって回復したと主張するが、そのような不安定な関係では[]とは到底呼ぶことはできない。処分庁は、[]が請求人に金銭を与え、請求人が[]宅の家事を行っていた事実からすれば、[]にあったと解するのが相当と主張している。しかしこれは根拠の薄弱な決め付けである。

(イ) 要保護性判断の誤り

処分庁は「請求人が、[]宅に戻ったことから、[]が回復し、生計同一関係も回復したため、要保護状態が解消された」と主張する。しかし、上記のとおり、請求人は[]から扶養を受けていない。また、請求人には収入がないことに争いはなく、請求人の収入が最低生活費を下回っていることは明らかである。そのため、請求人には要保護性があり、処分庁は、請求人の要保護性判断を誤っている。

(ウ) 理由付記の瑕疵

生活保護法第24条第2項は「書面には、決定の理由を附さなければならない。」とする。理由付記の程度については、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知しうるものでなければならない（最高裁判決昭和47年4月25日民集28巻3号405頁など参照）。理由付記の不備はそれ自体取消し事由である（最高裁判決昭和37年12月26日民集16巻12号2557頁）。しかるに、本件処分通知書には、「1. [REDACTED]。」「2. [REDACTED]。」「[REDACTED]。」としか記載がない。このような記載では、いかなる事実関係に基づいて、いかなる法令を適用して廃止の事由があるとの結論を導いたものであるか、その記載自体から看取することができない。本件処分が要保護性の消滅であったとすれば、保護の要否判定に必須である世帯収入について何ら言及がない。したがって、本件処分における理由付記不十分の瑕疵は明白ある。

(エ) 調査不尽

保護実施機関には、要保護者の資産状況等を調査する権限がある（法第28条）。廃止処分等保護者に対する重大かつ不利益な処分を行うに当たっては、事実関係を正確に把握すべきであり、前提となる事実関係について調査を尽くす義務がある。しかし、処分庁は請求人に対し、世帯の状況について面接調査等を行っていない。請求人の[REDACTED]の扶養の見通しについて、記録上処分庁が調査した形跡はない。[REDACTED]に対する照会等も行っておらず、処分庁の調査怠慢は明らかである。

(オ) 立証責任

処分庁には調査権限があり、適切に調査を尽くす義務がある。保護の不利益変更禁止の原則（法第56条）に照らし、不利益変更の事由が明らかにならないのに、被保護者に不利益な処分を行うことは許されない。

(カ) 結論

本件処分の違法不当は明らかであり、取消しを免れない。速やかな認容裁決を求める。また、処分庁は誤りを認めて裁決を待たずに職権で処分を取り消すべきである。

2 判断

- (1) 生活保護法（以下「法」という。）第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第2項において、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事

情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定されている。

- (2) この規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めるとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）により、保護の実施要領を定めている。これにより、法において保障されるべき最低生活費が要保護世帯各々について具体的に算定され、また、これにより算定された最低生活費と要保護世帯の収入充当額とを対比して、保護の要否及び程度が判断される。そして、最低生活費のうち、世帯の収入で充足することのできない不足分について、保護が行われることとなるものである。
- (3) 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。これに関し、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（以下「生活保護手帳別冊問答集」という。））においては、「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集まりをいうが、法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしていると示されている。
- (4) 上記法第10条の規定を受け、次官通知第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」と規定している。生活保護手帳別冊問答集によれば、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。他に重要なものとしては、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の実例に即して適正な認定を行うべきものとされている。
- (5) 法第26条は、保護の停止及び廃止について「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

(6) 保護の廃止については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長問答」という。）問第10の12において、被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を廃止すべき場合について、次のとおり示している。

ア 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

イ 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

(7) 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

処分庁は、本件保護廃止処分の理由について、[redacted]及び[redacted]としてしている。

保護の廃止は、上記第2-2-(6)のとおり、収入の増加や最低生活費の減少により保護を要しなくなったと認められる場合に行うことになる。また、保護の要否は、上記2-2-(2)のとおり、要保護世帯の最低生活費と収入充当額を対比して判断される。しかしながら、処分庁は、請求人が退院して[redacted]宅に戻って以降の請求人の収入や最低生活費について具体的に調査をしておらず、最低生活費と収入の対比も行っていない。

また、処分庁は、請求人は[redacted]宅に戻ったことにより、[redacted]と同一世帯となり、保護申請前の状態に戻ったことから、要保護性はなくなると主張している。

同一世帯として認定するためには、上記第2-2-(3)及び(4)のとおり、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められることが必要であり、判定が困難なケースについては、消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正に行うこととされている。しかしながら、処分庁は、[redacted]宅への家庭訪問も行っておらず、請求人と[redacted]の関係や[redacted]宅における請求人と[redacted]の生活実態について、必要な調査をして正確に把握をしているとは認められない。仮に[redacted]と同一世帯であった場合には、請求人と[redacted]について、要保護性の有無の検討が必要であるが、検討は行われていない。

以上より、処分庁は、請求人の要保護性の有無を正確に判断するために十分な調査を行わないまま本件処分を行ったと認められる。そのため、本件処分の取消しを求めた請求人の主張には理由が認められる。

(8) 以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年3月22日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

